

**令和 8 年（令和 9 年度整備分）
宜野湾市地域密着型サービス事業者
公募要領**

**令和 8 年
宜野湾市健康推進部介護長寿課**

目 次

1	公募の趣旨	1
2	公募する事業内容及び整備予定日常生活圏域・必要整備量	1
3	開設時期	1
4	応募資格等	1
	（1）資格	1～2
	（2）整備用地・建物について	2～3
	（3）基準の順守	3
5	補助金について	3
6	公募の手続	4
	（1）公募要領の配布	4
	（2）本公募に関する質問、回答日時等	4
	（3）応募書類の提出場書類等	4
	【提出書類の体裁例】	5
7	その他応募に関する留意事項	5～6
8	公募スケジュール予定	6～7
9	事業者の選定について	7
	（1）審査要領	7
	（2）第1次審査（書類審査）	7
	（3）第2次審査	7～8
	（4）第2次審査における評価基準等	8～9
	（5）審査結果及び事業予定者の決定	9
	（6）選定後の手続き	9
10	問い合わせ先	9
11	その他	10
	【地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備状況】	10

資料

（応募様式）様式第1号～様式第4号

別紙①応募申込書の提出書類一覧

別紙②開設提案書の提出書類一覧

1 公募の趣旨

宜野湾市では、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するため、地域で支えることを目的にしたサービスとして地域密着型サービスの整備を推進し、より質の高いサービスの確保を図っています。

本公募は、第9期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年～8年度）に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を行う法人を公募するものであります。

2 公募する事業内容及び整備予定日常生活圏域・必要整備量

地域密着型サービスの種類	整備予定日常生活圏域	必要整備量等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内全域対象	1か所
看護小規模多機能型居宅介護	市内全域対象	1か所（定員29人）
認知症対応型共同生活介護	市内全域対象	2か所(36人)*

※1か所あたり2ユニット（1ユニット：9人×2＝18人）を上限とする。

3 開設時期

原則、令和10年3月31までに開設すること（令和9年度中）。詳細な時期については、選定事業者と調整し決定します。

4 応募資格等

(1) 資格

本公募に応募する事業者は、次にあげる要件にすべて該当していること。

- ① 介護保険事業の事業者である法人であり、主たる事業所が沖縄県内にあるもの。ただし、宜野湾市に新規に介護保険事業を開始しようとする場合は、本市介護事業計画の理念に基づいた介護保険サービス提供に対する熱意、高齢者の権利擁護に対する理解、安定的・長期的な運営体制などを考慮し、同等とみなす場合があります。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

- ④ 直近3年間において、納付すべき市税等について滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人ではないこと。
- ⑥ 法人運営・施設運営等に関して過去5年間に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- ⑦ 法人及びその役員等が宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑧ その他介護保険事業に携わることがふさわしくないと判断される者が、法人役員等に入っていないこと。

(2) 整備用地・建物について

- ① 新規に土地・建物を購入して事業を行う計画の場合は、取得が確実に見込まれるものであること。
 - ② 都市計画法、建築基準法、農地法、文化財保護法、その他関係法令及び関係通知に基づく基準等の利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを事業者において関係機関と事前に確認したうえで用地を選定すること。また、開発行為の許認可が確実に得られる用地であること。
 - ③ 施設等用地は原則として事業者が所有権を有していること。又は、土地取得の見込みが担保されていること。
 - ④ 施設等用地は特例として借地も可能であるが、当該事業の存続に必要な十分な期間の地上権又は賃借権を設定する見込みを証する書類を提出すること。
 - ⑤ 事業の継続性確保の観点から、建物を賃貸借して事業を実施する場合には、賃貸借期間が当該事業の存続に必要な十分な期間にわたるものであること。
 - ⑥ 建設用地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
 - ⑦ 建設用地が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づいて指定された津波災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ※ただし、既存施設の申請等のやむを得ない事情がある場合は非常災害対策計画において津波災害対策を明記し、避難訓練を行うなど入所者等の安全確保を適切に図る体制が構築されていること。

(3) 基準の順守

「宜野湾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 28 号）」及び「宜野湾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 29 号）」や介護保険関係法令のほか、都市計画法、建築基準法、消防法などの関係法令等を遵守すること。防火防災対策及びこれに係る設備設置については、市消防署と協議し、その指示に従ってください。

5 補助金について

(1) 本公募により決定した事業者に対し、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業を活用した市補助金の交付を計画しておりますが、令和 8 年度以降の補助金額及び対象項目等については、現時点において未確定です。補助金等が不採択となった場合は、市単独補助は行いませんので、応募事業者において十分に対応できるよう計画をお願いします。

(2) 注意事項

- ① 補助金を活用し、施設整備や物品購入等の契約を行う場合、一般競争入札に付すなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠することとなります。
- ② 事業所の建設工事の公告、入札、契約行為は、補助金交付決定後となります。
- ③ 原則として、交付申請した年度の 3 月末までに、事業を完了させることが条件となります。(補助事業は補助事業者への補助金の振込をもって完了とするため、工事の検査・事業の実績報告・補助金申請等の事務を考慮し工事については、1 月末までに完了する必要があります。)
- ④ 補助金で整備した施設・設備等の財産を処分(目的外使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供す・取り壊す等)するにあたっては、別途財産処分に関する事前承認が必要となり、補助金の一部または全額を返還していただくこともありますのでご注意ください。また補助金で整備した施設を増改築または改修する場合においても同様となります。
(※補助金活用を希望しない場合は、着工時期等に制限はありません。)

6 公募の手続き

(1) 公募要領の配布

- ① 配布期間：令和8年2月12日（木）から令和8年3月27日（金）まで
- ② 配布場所：市ホームページからダウンロード

(2) 本公募に関する質問、回答日時等

- ① 受付期限：令和8年3月6日（金）午後5時まで
- ② 提出方法：質問書（第5号様式）により、電子メールでの提出とします。
（原則、電話及び直接来庁による質問については対応いたしかねます。）
- ③ 提出先：Fukusi28@city.ginowan.okinawa.jp
※件名は「【事業者名】地域密着型サービス事業者公募に関する質問」としてください。
※送信後には、受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡してください。
- ④ 質問への回答日時：令和8年3月13日（金）まで
回答方法：市ホームページに掲載します。

(3) 応募書類の提出書類等

本公募に申し込みを希望する事業者は、開設希望事業所1件ごとに、応募申込書（別紙①応募申込書の提出書類一覧参照）及び開設提案書（別紙②開設提案書の提出書類一覧参照）を提出してください。

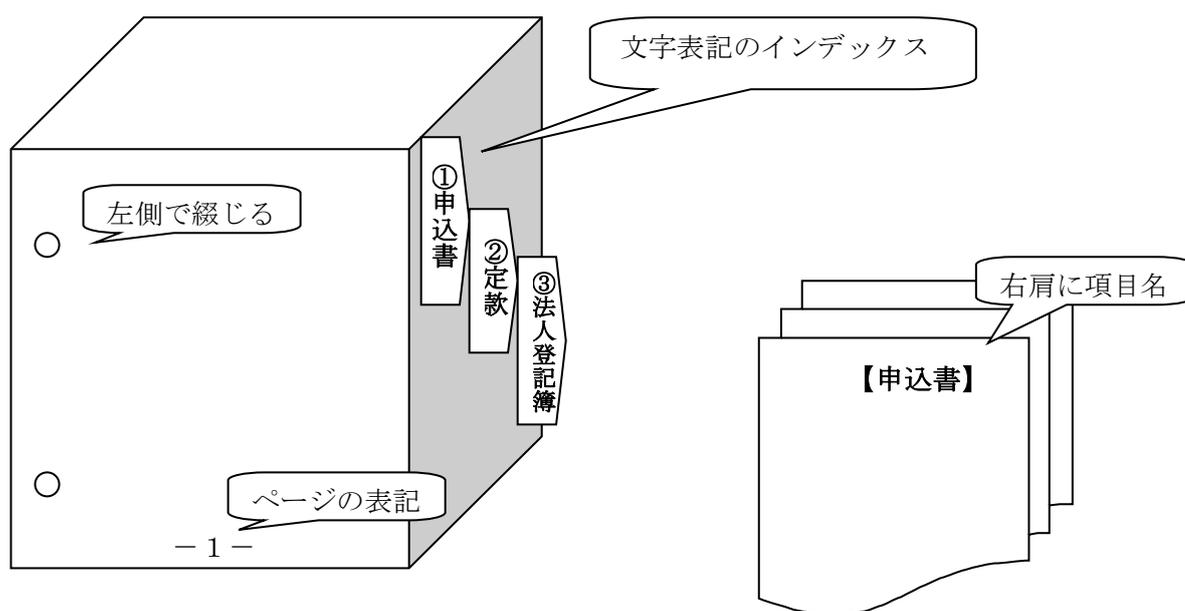
- ① 提出場所：宜野湾市 健康推進部 介護長寿課 認定給付係
- ② 提出期間：令和8年3月16日（金）から令和8年3月27日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時は除く）
※ただし、土日、祝祭日の閉庁時は除きます。
- ③ 提出部数：7部（正本1部、副本6部）※副本はコピーでも可。
提出書類はA4版左2点穴あけ綴りとして提出すること。
- ④ 提出方法：直接持参（事前に来庁日時を電話でご連絡ください。）
※郵送による提出は、受け付けておりません。
※提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

【提出書類の体裁例】

提出書類についてはA4版とします。提出書類の体裁は、以下のような体裁を整えてください。

- 全体の目次を付ける。
- ページを付ける。
- 項目ごとに台紙を付け、台紙に書類名のインデックスを付ける。
- 全体をバインダー等で綴る。

※申請書類は、正本1部（原本証明されたもの。）、副本6部作成し、窓口へ提出してください。



7 その他応募に関する留意事項

- (1) 提出する応募書類の著作権は、提出した事業者に帰属します。
- (2) 応募書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 本公募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 同一計画地で、同一サービスを2以上応募することはできません。
- (5) 応募書類及び追加資料は返却しません。
- (6) 応募書類は、審査目的以外には応募者に無断で使用しません。また、宜野湾市情報公開条例（平成13年宜野湾市条例第16号）に基づく開示請求が行われた場合でも原則開示しません。
- (7) 受付期間の終了後、応募書類の再提出又は差し替えは、原則として認めません。
- (8) 全ての応募書類は一括して「6 公募の手続 (3) 応募書類の提出書類

- 等」に定められた期間・場所に提出すること。
- (9) 審査結果についての異議は一切受け付けません。
- (10) 応募書類提出後、応募を辞退する場合、その旨を書面（任意様式）で提出すること。
- (11) 以下の場合、原則、応募の無効、選定の取消し及び次回以降の応募資格の停止とする場合があります。
- ① 応募書類に虚偽の記載が判明した場合
 - ② 選定委員会の委員、宜野湾市職員、その他本件に関する関係者に対して、本件提案について個別に接触した事実が判明した場合
 - ③ 選定後、整備計画・施設設置予定地や事業主体となる法人に変更があった場合
 - ④ 老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法等、各種関連法令等に違反していることが判明した場合
 - ⑤ 選定後、計画内容について、本市の許可なく変更を行った場合
 - ⑥ 令和9年度中に開設することが不可能となった場合
- (12) 決定が取消となった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。
- (13) 選定後、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業所の募集に応募できません。
- (14) 「6公募の手続き」の(2)及び(3)に定める受付期限、提出期限、提出期間の終期が、台風等により閉庁となった場合は、翌開庁日を期限とする。

8 公募スケジュール予定

期間	内容
令和8年2月12日(木) ～令和8年3月27日(金)	公募要領配布開始 市ホームページ掲載
令和8年3月6日(金)17時まで	質問の受付
令和8年3月13日(金)まで	質問に対する回答
令和8年3月16日(月) ～令和8年3月27日(金)	応募書類提出期間
令和8年4月中旬	第1次審査：書類審査

令和8年5月15日(金)予定	第2次審査：現地視察、プレゼンテーション審査
令和8年5月下旬	指定予定事業者への選定通知
令和9～10年度	工事着工～開設

あくまでも予定であり、都合により日程の変更が生じる可能性があります。
 (※補助金活用を希望しない場合は、着工時期等に制限はありません。)

9 事業者の選定について

(1) 審査要領

- ① 審査にあたっては、宜野湾市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、別に定める審査要領等に基づく第1次審査（書類審査）及び第2次審査（現地調査・プレゼンテーション審査）による公平かつ客観的な審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を、順位1位事業者として決定します。
- ② 事業予定者の応募がない場合及び審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本件の趣旨を達成できないと判断したときは、再度公募を行う場合があります。

(2) 第1次審査（書類審査）

- ① 全ての応募者について、提出された応募書類を基に、書類の確認や応募要件等を満たしているか事務局で書類審査を実施します。
- ② 審査の結果について、参加資格確認結果及び第2次審査に関する事務連絡を文書にて通知します。

(3) 第2次審査

(2)の第1次審査を通過した応募者については、次のとおり、第2次審査を実施します。

① 現地視察

本視察は必要に応じて実施することとし、実施にあたっては、家族や地域住民等との交流を図りやすい場所となっているか、災害時等に避難しやすい場所となっているか等について視察を行います。

本視察を実施する場合の実施日時等については、各応募者と個別に調整することとします。

② プレゼンテーション審査

- (ア) 開催日時：令和8年5月15日(金)を予定しています。
 (詳細な日時及び会場等については、第1次審査の結果通知とともに案内します。)
- (イ) 参加人数：3名以内とし、出席者は代表者又は管理者及び事業者の運営に関わっている者に限る。また出席者のうち、1名は代表者又は管理者とする。
- (ウ) 提案時間：提案内容について1者あたり説明20分以内、質疑応答15分程度を予定しています。なお応募者の数によっては、審査時間を変更することがあります。
- (エ) 提案内容：プレゼンテーションは開設提案書の内容に沿って説明を行うこととし、説明用に新たな資料を追加提出することは認めません。
- (オ) 機材等：プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは、本市が準備します。その他の機器については、応募者が準備すること。

(4) 第2次審査における評価基準等

下記のとおりとします。

評価項目	評価項目に対する主な着眼点	評価点
①設置主体	・事業を運営するに当たり、十分な知識や経験、実績を有しているか等	5点
②運営理念 (理解・実態)	・介護サービス事業を行うにあたっての理念、目的等	10点
③利用者への支援体制	・自立支援のための具体的な方策 ・身体拘束や高齢者虐待を防ぐための方策等	10点
④地域との連携	・地域に開かれた施設を目指しているか等	10点
⑤安定的な運営	・法人の経営状況は良好であるか等	5点
⑥衛生管理・苦情解決・事故防止体制の構築	・施設等の衛生的な管理に努めているか ・感染症や災害が発生した場合のサービスの継続についての考え等	5点
⑦職員体制	・人材確保のための具体的な取扱い方法について ・職員に対する研修等の育成方針について	10点

	等	
⑧ 施設整備面での配慮	・プライバシーに配慮した設備となっているか等	5点
⑨ 認知症に関すること	・認知症ケアに対しての考え方等	5点
⑩ 各サービスに関すること	・利用料（宿泊費や食費）の価格について ・看取りの方針や考え方について等	10点

(5) 審査結果及び事業予定者の決定

- ① 委員会における審査結果を踏まえ、市において候補者の順位を決定します。ただし、最低基準点に達する応募者がいない場合は、委員会において事業予定者の決定は行わないものとする。
- ② 事業予定者の決定に関しては、順位決定後速やかに、審査結果とともに各応募者に対し書面により通知するとともに、市ホームページにて第1位順位の事業予定者名及び予定地等を公表します。
なお、選定結果について、通知する情報以外の審査点数等プロポーザルの審査の詳細については、公表しません。

(6) 選定後の手続き

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、本市に「指定地域密着型サービス事業所指定申請書」を提出していただきます。市が指定申請書の審査及び現地調査を行い、指定します。

なお、事業計画等に変更がある場合は、その旨届出を行い、承認を得る必要がありますのでご注意ください。（ただし、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合は、事業予定者の決定を取り消す場合があります。）

10 問い合わせ先

宜野湾市 健康推進部 介護長寿課 認定給付係
 電話：098-893-4411（内線 4154）
 E-mail：Fukusi28@city.ginowan.okinawa.jp
 担当：島袋

11 その他

【地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備状況】

令和8年1月末日現在

サービス種類	日常生活圏域	普天間地区	真志喜地区	嘉数地区	宜野湾地区	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		1	4	1	1	7
療養型通所介護		0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護		1	0	2	1	4
小規模多機能型居宅介護		1	0	1	1	3
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護		1	1	4	2	8
地域密着型特定施設 入居者生活介護		0	0	1	0	1
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		0	0	0	0	0
					合計	23

